



異性間暴力を防止しよう！

◆◆◆ 暴力の種類 ◆◆◆

●身体的暴力

殴る、ける、たたく、髪を引っ張るなど体に直接加えられる

●精神的暴力

「お前はばかだ」などの暴言や監視など、自尊心を傷つけ、精神的におとしめたり、不安を感じさせたりする

●性的暴力

望まない性的な行為を強要したり、ポルノ雑誌を無理やり見せるなどする

●経済的暴力

生活費を渡さない、お金を取り上げるなど、経済的に身動きできない状況にする

あなたは、配偶者や元配偶者からの暴力（DV）を受けていませんか。家庭内のことだから…、個人的なことだし…と、誰にも相談できずに苦しんでいる方も多いのではないのでしょうか。

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、夫婦や元夫婦、恋人など親密な関係にある、またはあった者同士の間で振るわれる暴力のことを言います。暴力を受けているのは、多くの場合が女性です。

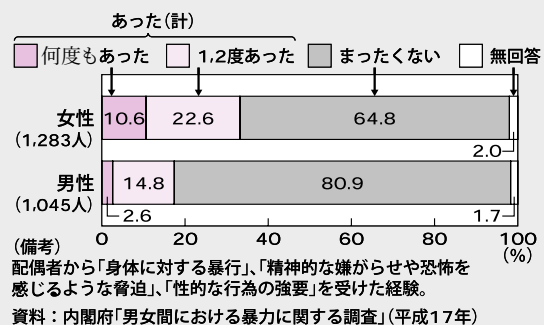
誰かに相談したり、助けを求めることをためらっているうちに事態はますます深刻になり、殺人事件にまで発展するケースも出ています。

女性総合相談の相談内容別件数の推移

相談内容(件)	14	15	16	17	18	19
夫婦関係	36	60	84	50	62	46
暴力	12	15	18	10	11	12
育児や教育	1	5	3	1	1	3
家庭不和	6	7	2	12	16	23
職場での人間関係	1	2	-	-	7	-
職場一般	-	1	1	2	5	-
地域等での人間関係	4	9	3	6	8	6
経済、生活	16	21	28	29	28	41
介護	2	3	6	1	1	5
生き方	4	8	4	10	13	12
健康	3	1	1	1	11	9
その他	8	30	22	25	25	28
合計	93	162	172	147	188	185

※重複あり（19年度は12月末現在）

配偶者からの暴力被害経験



*DVは、介護とあわせた高齢者虐待の形で行われているものや、児童の虐待などとあわせて起こっているケースもあります。

*「児童虐待防止法」では、子どもの目の前で、配偶者に暴力を振るうことは「児童虐待」にあたるとされています。

■相談先 ※1人で悩まずに、迷わず身近な相談機関にご相談ください！（DV以外の相談も受け付けています。）

	名 称	日 時	場 所	受 付
朝霞市 ＊面接	女 性 総 合 相 談	毎週木曜日 午前10時～午後3時	市役所1階 市民相談室	※先着順 予約不要 ☎048-463-2697(女性総合相談) ☎048-463-1738(人権相談)
	人 権 相 談	毎月第1月曜日 午後1時～4時		
	法 律 相 談	毎週水・金曜日 午前10時～正午 午後1時～3時	市役所2階 相談室	※予約制（1人30分） 地域づくり支援課 ☎048-463-2648
	心 配 ご と 相 談	毎週金曜日 午後1時30分～3時30分	溝沼老人福祉センター 1階相談室	※電話相談可 先着順 予約不要 ☎048-486-2485
埼玉県	婦人相談センター DV相談 (※DV専門相談)	月～土曜日 午前10時～午後8時30分 日曜日、祝日 午前10時～午後5時 第3木曜日を除く	婦人相談センター DV相談室	☎048-600-6060 ※面接相談のみ予約制
	With You さいたま 相談事業	月～土曜日 午前10時～午後8時30分 祝日、第3木曜日を除く	With You さいたま (男女共同参画推進 センター)	☎048-600-3800 ※面接相談、専門相談は予約制
警察	朝 霞 警 察 署	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	生活安全課	☎048-465-0110
	犯 罪 被 害 者 相 談 センター相談事業	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 祝日を除く	犯罪被害者相談 センター	☎0120-381858
	けいさつ総合相談 センター相談事業	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 祝日を除く	けいさつ総合相談 センター	☎048-822-9110または#9110
法務局	女 性 の 人 権 ホ ッ ト ラ イ ン	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 祝日を除く	さいたま地方方法務局	☎0570-070-810

配偶者暴力防止法が変わりました!!

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の一部改正法が、1月11日(金)に施行されました。

改正のポイント

1 保護命令制度の拡充

①生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令（※1）の申し立てができます。

配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命または身体に対する重大な危害を受けるおそれ大きいと認められるときにも、裁判所は保護命令を発することができるようになります。

②被害者に対する電話・電子メール等が禁止されます。

被害者への接近禁止命令（※1）の実効性を確保するため、被害者の申し立てにより、被害者への接近禁止命令とあわせて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する次のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができるようになります。

- | | |
|--|---|
| ① 面会の要求 | ⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快または嫌悪の情をもよおさせる物の送付等 |
| ② 行動の監視に関する事項を告げること等 | ⑦ 名誉を害する事項を告げること等 |
| ③ 著しく粗野・乱暴な言動 | ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等または性的羞恥心を害する文書・図画の送付等 |
| ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむをえない場合を除く。） | |
| ⑤ 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむをえない場合を除く。） | |

③被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。

配偶者が被害者の親族等の住居に押しかけて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があることから、被害者が配偶者と面会せざるをえなくなることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申し立てにより、被害者への接近禁止命令とあわせて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができるようになります。

2 市町村基本計画の策定

都道府県のみ義務付けられていた配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が、市町村の努力義務となります。

3 配偶者暴力相談支援センター（※2）に関する改正

- ①市町村の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが、市町村の努力義務となります。
- ②被害者の緊急時における安全の確保が、配偶者暴力相談支援センターの業務として明記されました。

4 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令の発令に関する通知

保護命令を発令した場合、裁判所は速やかに、保護命令を発したことおよびその内容を、被害者が相談等をした配偶者暴力相談支援センターに通知することとなります。

- ※1 保護命令…DV被害者が配偶者等からのさらなる暴力により、その生命または身体に重大な危害が加えられるのを防止するため、裁判所が加害者（配偶者等）に対して出す命令。保護命令には次の2つがあります。
- ・接近禁止命令…加害者に対し、6か月間、被害者等へのつきまとい、住居など被害者等が通常いる場所近くのはいかいを禁止する命令。
 - ・退去命令…加害者に対し、2か月間、被害者とともに生活する住居から退去し、なおかつ、その付近のはいかいを禁止する命令。
- ※2 配偶者暴力相談支援センター…配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るための業務を行う施設。

問い合わせ：人権庶務課 内線2255 ☎048-463-2697（直通）